

文化芸術活動の発表等に助成金を交付します

「伊勢崎市文化芸術活動発表等支援事業」

新型コロナウイルスの影響により、活動を自粛していた文化芸術団体に対し、活動再開や継続への支援として、市内文化施設等での発表会や展示会等の開催に係る会場費や印刷代などと合わせてコロナ対策費用の助成を行います。

1. 実施期間

令和4年4月1日（金）から令和5年3月31日（金）までの期間内に実施される事業

2. 申請受付期間

令和4年4月1日（金）から令和5年3月31日（金）まで

3. 助成金額

1 団体につき事業の経費の内、助成対象となる経費の1/2助成、上限20万円
※助成金は事業終了後に支払い

4. 助成対象経費

【対象】発表・展示等に伴う経費（会場費、司会等謝礼金、印刷製本費、会場の設置等委託費、消耗品費、感染対策費用など）

【対象外】団体の運営費（人件費、食糧費、団体構成員等への謝礼等、備品購入費、水道光熱費など）や負担金等

5. 申請書取得場所

- (1) 市役所（文化観光課、本庁・各支所の市民情報コーナー）
- (2) 文化会館、赤堀芸術文化プラザ、境総合文化センター、市内各公民館、市民プラザ等
- (3) 伊勢崎市ホームページからのダウンロード



6. 申請書の提出先・お問い合わせ先

伊勢崎市産業経済部 文化観光課文化振興係

住所 伊勢崎市今泉町二丁目410番地

電話 0270-27-2758、2759（直通）

FAX 0270-21-3352

E-mail kankou@city.isesaki.lg.jp

時間 9:00～17:00（土日・祝日を除く）

H P <https://www.city.isesaki.lg.jp/soshiki/keizai/bunka/bunkasinkou/12772.html>



〔市募集要項HP〕

※詳しくは「伊勢崎市文化芸術活動発表等支援事業 募集要項」をご覧ください。

7. 補助対象要件

《助成対象の内容》

(1) 団体

所属人数の半数以上が伊勢崎市在住であり、主な活動拠点が伊勢崎市内の団体

(2) 分野

- ・ 絵画、書道、写真などの芸術文化の展示
- ・ 日本舞踊、民謡、八木節、和太鼓、華道、茶道などの伝統文化の発表・実演
- ・ 器楽、合唱、オペラ、演劇などの音楽・演技文化の発表

(3) 事業

- ・ 事業費の支出合計が5万円以上の事業
- ・ 群馬県の「社会経済活動再開に向けたガイドライン」及び伊勢崎市の定める「新型コロナウイルス感染症対策に係る市の方針」を遵守した上での事業
- ・ 不特定多数の集客を見込める事業

(4) 開催会場

- ・ 広く市民の利用が可能な、発表・展示等の行える伊勢崎市内の施設等
- ・ 施設等の運営が民間・公共及び使用料金の有・無は問わない



《助成対象外となるもの》

(1) 次に該当するもの

- ・ 特定の政治または宗教活動に伴う事業
- ・ 団体の運営費の確保が目的の事業
- ・ 営利団体や営利目的の事業
- ・ 展示や発表を目的としない事業
- ・ 個人活動の事業
- ・ 暴力団やその関係者が関わっている事業
- ・ 保育園や幼稚園、学校等の発表事業
- ・ その他公序良俗に反する事業

(2) 助成対象団体による2回目以降の申請

1団体につき1回の助成ですので、助成を受けた団体は2回目以降の申請はできません。

《その他》

- ・ 助成対象となった場合は、印刷物の事業名称等に「伊勢崎市民芸術祭」を掲載してください。
- ・ 無作為で助成対象事業の実施調査を行いますので、ご協力お願いいたします。

手続きの流れ

